



協議会ニュース

宛先: 会員、並びにオブザーバーの皆様へ

差出人: 高速道路無料化推進協議会  
会長 小野寺 和喜伏

電話:

FAX 番号: 029-350-7258

ページ数: 本 状

日 付: 令和5年4月10日



件 名: 《訴訟の構え》 令和5年3月24日 最高裁判所への上告状を提出して受理されました

会員並びにオブザーバーの皆様へ

いつもお世話になっております。

《訴訟の構え》『高速道路走行料金取立禁止確認請求事件・行政訴訟』は、ついに最高裁判所への上告を  
とりました。

地方裁判所や高等裁判所では、法律の元「合法である」との見解でしたが、憲法違反である事については  
明らかにしていませんでした。依って、憲法の元に合憲であるかを、今後は確りと最高裁において明らかに  
して頂きたく上告を果たしました。この度、最高裁に提出して受理頂きました。

「一般法自体の存在が、国民や運送事業者の権利を奪っている事を明らかにして頂かねばなりません」

先日、令和5年4月8日・福島のがゆき国会日誌を拝見させて頂きました、その中で・・・

政府は、ナント、2115年(92年先)まで高速道路料金を有料化する法案を通そうとしています。  
今までも目がくらむような長い年月(約68年間)を特別な措置として憲法を犯して料金を取りながら、  
今後も92年間有料にする法案を作るというのです。

福島のがゆき衆議院議員は、これには、断固として反対であり、そもそも高速道路は誰のものか、その負担  
をどうするのか議論すべきと国会に記しています(福島のがゆき国会日誌 第51号 令和5年4月8日より)

この度、原告団は、改めて最高裁判所への上告の意義と社会的な使命を果たすべく進めていくことを確信  
しました。

ここに、高速道路無料化推進協議会員の皆様並びにオブザーバーの皆様へ、改めて最高裁における戦いが  
始まりましたことをご報告申し上げます。

私たち経営者が、社員や家族や社会に向けて「法律を守っていこうと自信を以て告げられるように正して  
いく事」が大切です。

少なくとも、これからの正しい法律を生む場所の立法機関、つまり『国会』を確りと正して頂きましょう。

小野寺会長と原告団は、断固として最高裁によって【通行料金制度の違憲】を証明し、禁止を求めます。

どうぞ会員・並びにオブザーバーの皆様、今後とも《訴訟の構え》を引き続き見守って頂きますと共に、  
ご支援並びに会員増強のお薦めを賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上